

平成 30 年 7 月豪雨災害関連死認定基準

1 趣旨

平成 30 年 7 月豪雨災害の被災者に対し、災害弔慰金を支給するにあたって、豪雨災害関連死の対象者を認定するために必要な事項を定める。

2 豪雨災害関連死の定義

豪雨災害関連死とは、平成 30 年 7 月豪雨災害（以下「災害」という。）の影響（豪雨による河川のはんらん、土砂崩れや土石流の発生に起因する家屋の倒壊や水損、医療機関や社会福祉施設等の機能の低下や停止、ライフラインの途絶や交通事情等の悪化、避難生活、その他生活環境の変化などによる肉体的・精神的疲労をいう。）による負傷や疾病、既往症の増悪など（以下「疾病等」という。）による死亡で、災害と死亡との間に「相当因果関係」（災害により生じた事象から当該死亡という結果が生じることが相当であると認められる関係。以下同じ。）が認められるものをいう。

3 豪雨災害関連死の判定にあたっての基本的な考え方

豪雨災害関連死の判定にあたっては、申出者による口述や資料等の提示のほか、医師の診断書や診療録、医療保険者や行政機関等が保有する客観的な資料を確認することで、災害により『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化したことにより死亡したと認められる場合は、災害と疾病等との間に「相当因果関係がある」と判断し、「災害関連死」と認定する。

4 個別事案を判断するにあたっての考え方

(1) 災害と疾病等の因果関係

災害による「環境の激変」により、『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化したことによる死亡であれば、「相当因果関係がある」と判断する。

「環境の激変」には、次のようなものがある。

① 生活環境の激変

- ア 避難所等の生活の肉体的・精神的疲労
- イ 災害に遭遇したり目撃したりしたことで生じる肉体的・精神的疲労
- ウ 救助、救護活動等の激務
- エ 洪水に流されたり、多量の砂塵の吸引による衰弱

② 医療環境・介護環境の激変

- ア 医療機関の機能停止による初期治療の遅れ、医療（入院、外来、在宅や服薬などを含む）の中断
- イ 医療機関の機能停止に伴う転入院などによる既往症の悪化
- ウ 交通事情等による初期治療の遅れ
- エ 社会福祉施設等の介護機能の低下

(2) 疾病等の発病（発症）時期、受療状況との関連性

次のような場合は、災害と疾病等との「相当因果関係がない」と判断する。

- ① 災害前に発症し重篤な状態であった既往症が『死亡原因となった疾病等』であり、災害により明らかに死期を早めたと医学的に判断できない場合
- ② 災害後に災害とは別の原因で発病（発症）した疾病等が原因で死亡した場合
- ③ 災害後に本人・家族等が適切な医療を受ける必要性を認識し、適切な医療を受けること

が可能であったにもかかわらず、それらの意思で受療せず、『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化した場合

④ 入院先の病院が、医療継続の必要があるにもかかわらず、適切な転院先の紹介等の措置をとらず、退院させた場合（被災直後の病院の機能停止の場合を除く。）

⑤ 災害により、『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化したと判断される場合であっても、当該疾病等が発病（発症）又は悪化した後、疾病等が改善した場合

(3) 因果関係の不存在

疾病等の発病（発症）が、災害後に発生した「偶然による事故」に起因すると認められ、これにより死亡した場合は、災害と死亡との「因果関係がない」と判断する。

（例示）

- ・災害後に屋根の修理中に誤って転落して死亡
- ・災害で生じた地面の凹凸による転倒で死亡

5 災害と自殺との因果関係

次のいずれの要件も満たすことにより災害による精神障害を発病（発症）し、又は悪化したと認められる者が自殺を図った場合には、当該自殺について災害との「相当因果関係がある」と判断する。

(1) 国際疾病分類第10回修正版（ICD-10（2013年版））の「第V章 精神及び行動の障害」に分類される精神障害であること。

(2) 災害により、次号に例示する強い心理的負荷が認められ、発災後に発病（発症）し、又は悪化していること。

<判断における留意事項>

1 災害と疾病等の因果関係について

(1) 災害の「ショック」、「ストレス」（いずれも災害に遭遇したり目撃したりしたこと等で生じる心理的、精神的、肉体的負荷）が原因と主張される場合には、『死亡原因となった疾病等』が、災害に遭遇したり目撃したりしたことで生じたものかどうかについて、医学的に判断する。

2 疾病等の発病（発症）時期、受療状況との関連性について

(1) 疾病等の改善

疾病等の改善については、災害後に受けた医療や、災害後の生活環境及び介護環境を勘案して、医学的に判断する。

(2) 死因が、肺炎、心筋梗塞、心不全、脳梗塞等又は災害後に発病（発症）した癌の場合等については、災害との関連を基本的に次のとおり判断する。

① 災害前の状態

災害前に高血圧・高脂質など各種の既往症があった者において、災害以外の要因により発病（発症）又は悪化したことを確認した場合は、「相当因果関係がない」と判断する。

② 加齢等

災害前に加齢等で心身の状態像の低下があり、災害後に受けた医療や、災害後の生活環境及び介護環境を勘案してもなお、災害がなくても同様の経過をたどったと考えられる場

合は、「相当因果関係がない」と判断する。

3 災害と自殺との因果関係について

自殺については、「心理的負荷による精神障害の認定基準」（平成23年12月26日付基発1226第1号厚生労働省労働基準局長通知別添であって、最終改正後のもの）の別表2を参照し、災害以外の心理的負荷及び個体側要因により精神障害をおったと認められる場合は、災害と疾病等との「相当因果関係がない」と判断する。

4 適用日

この基準は、平成31年4月1日から適用する。